

事前施行申請書

係長	担当者	給排水業務課

令和 年 月 日
受付 第 号

小田原市水道事業管理者 様

住所

工事施工者 氏名

給水装置工事主任技術者

給水装置工事の承認前に工事施行いたしたく次のとおり申請します。

(必ず 申込書(給水装置工事施行承認願)と同時に申請すること。)

給水装置工事申込住所	小田原市
給水装置工事申込者	
事前施行着手日	年 月 日
事前施行が必要な理由 (具体的に記入すること)	
給水装置工事施行承認願の提出日	同時・()
工事種類	新設・改造・増設・臨時・その他()

※ 給水装置工事施行承認願をコピーし、事前施行箇所を朱色で着色すること。

-----切-----り-----取-----り-----線-----

小田原市上水道給水装置工事施行 仮承認済書

令和 年 月 日
受付 第 号

様

小田原市水道事業
小田原市長

給水装置工事の事前施行については、下記の条件により仮承認いたします。

仮承認の条件

- 給水装置工事施行について、7日以内に承認を受けること。
(承認とは、審査が終了し、設計審査手数料及び水道利用加入金が納金された時点である。)
- 事前施行と給水装置工事施行承認願に異議が生じた場合には、必ず改修工事を行うこと。
- その他()

給水装置工事申込住所	小田原市
給水装置工事申込者	
事前施行着手日	年 月 日

承認員 印